

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容		受給資格者の所得による障害児福祉手当の支給の制限
根拠法令等及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条
処分基準	根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 1 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額(2参照)を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。 2 政令で定める額 法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、360万4千円とし、扶養親族等があるときは、360万4千円に当該扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養控除1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族1人につき63万円とする。)を加算した額とする。	